

## 民法改正のポイント(第1回)

### ～保証～

梅田総合法律事務所 弁護士 古賀 健介  
弁護士 沖山 直之

#### ▶ POINT

- ① 改正民法では、個人が根保証契約をする場合の全てにつき、保証金額の上限を定めなければ効力を生じないとされています。
- ② 経営者等以外の個人が事業のための借入等について保証する場合、事前に公正証書で保証人になる意思を表す必要があります。
- ③ 主たる債務者や債権者には、一定の場合に、保証人への情報提供が義務づけられます。

#### 1 はじめに

先般、民法の一部を改正する法律が成立し(改正後の民法を、以下「改正民法」といいます。)、平成29年6月2日に公布されました。

改正は多岐にわたりますが、特に債権法の分野は民法制定以来120年ぶりの大改正で、抜本的な見直しも多く、実務的にも極めて重要です。現時点では、細部に不透明な部分も多いですが、公布日から3年以内に施行される予定ですので、今後の動向に注意し、早い段階から準備を進めることが望ましいと思われます。そこで、本号から3回にわたって、実務的な影響が特に大きいと予想される「保証」「約款」「時効」の3つについて、改正の概要をご紹介します。

本号では「保証」を取り上げます。改正民法では、主に保証人の保護を強化する観点から、大きな変更が行われています<sup>1</sup>(紙面の関係で、重要な点だけをご紹介します。)

## 2 個人が根保証をする場合の上限額の定め

例えば不動産賃貸借では、賃借人の保証人が、賃貸借契約から生じる一切の債務を保証しているケースがしばしばあります。また、企業が別の企業から継続的に商品を仕入れている場合に、経営者が売買代金について将来分を含めて、取引から生じる一切の債務を保証することもあります。いずれの場合も、保証する金額が最初から決まっているわけではなく、増減があります。このような保証契約を、根保証契約といいます。

こういった個人の根保証契約について、これまでは、貸金等債務の保証についてはあらかじめ保証する金額の上限(極度額)を定めなければ効力が生じないという規定が存在していましたが、それ以外の債務の保証については上限を定めておく必要がなく、保証人の責任の範囲は青天井でした。例えば、不動産賃貸借の例でいうと、保証人が、突然、何年分もの高額な賃料の支払いを求められるといったことがあり得たわけです。

こういったことを防ぎ、個人の保証人を保護するため、今回の改正では、個人が根保証契約を締結する全ての場合について、書面等をもって保証金額の上限(極度額)を定めなければならぬとされました(改正民法465条の2)。この定めがない場合、根保証契約は無効となりますので、債権者は十分注意する必要があります。

## 3 事業のための借入等についての個人(根)保証

従前は、個人が慎重に判断しないまま企業や個人事業主の保証人になって、結果、過大な責任を負担するケースがありました。

そのため、事業のために借入等をするにあたって個人が(根)保証をする場合、改正民法の施行後は、保証契約の締結日の前1か月以内に公正証書で保証人になる意思を表わしていなければなりません。この手続を怠ると、保証契約は無効となります(改正民法465条の6)。

もっとも、中小企業では、経営者等が自らの事業の保証人になることが多く、このような場合にも公正証書の作成が必要とすると、円滑な資金調達の妨げになることがあります。そこで、主たる債務者が法人で、取締役や議決権の過半数を有する株主等が保証人となる場合には、公正証書での意思表示は必要ないとされています(改正民法465条の9)。

## 4 保証人への情報提供

改正民法では、以下のような、主たる債務者や債権者の情報提供義務が新たに定められて

---

<sup>1</sup> 施行日より前に締結された保証契約には、改正民法の適用はありません(附則21条1項)。

います。違反があった場合、債権者が不利益を被ることもありますので、適切な対応が必要です。

#### (1) 主たる債務者の情報の提供義務(改正民法465条の10)

保証人になるリスクがどの程度かという点で、主たる債務者がどのような経済状況にあるかは、保証人になるかどうかの重要な判断要素です。特に事業のための借入れの場合は、保証人の責任が大きくなることが多いことからすると、保証を頼まれた者としては主たる債務者の経済状況を正確に把握しておく必要があります。

そこで、主たる債務者は、事業のために個人に(根)保証を頼むときは、その者に対し、自らの経済状況等を説明しなければなりません。

そして、もし、主たる債務者がこの義務に違反した場合、債権者がこのことを知りまたは知ることができたのであれば、情報提供を受けずに、または、事実と異なる情報に基づいて保証人となった者は保証契約を取り消すことができるとされています。

今般の改正により、債権者には、保証契約を取り消されないよう、主たる債務者が義務を果たしているか確認する必要性が生じたといえます。例えば、保証人が主たる債務者から適切な説明を受けたこと、そして、その上での保証であることを記した書面の提出を主たる債務者や保証人から受けることが考えられますが、具体的な対応は専門家への相談をお勧めします。

#### (2) 債権者の情報提供義務

##### ア 主債務の履行状況(改正民法458条の2)

保証人からしてみれば、自身の責任の範囲を知るためにも、主たる債務がどういう状況にあるのかは重大な関心事です。

改正民法では、債権者は、主たる債務者に頼まれて保証人になった者(法人、個人を問いません。)から請求を受けたときは、遅滞なく、主たる債務の元本、利息、これらの残額、不履行の有無等について説明する必要があります<sup>2</sup>。

##### イ 主たる債務者が期限の利益を喪失した場合(改正民法458条の3)

期限の利益を失った場合、主たる債務者は、ただちに債務の残額を一括で支払わなければならないが、また、その翌日から支払いが完了するまで遅延損害金を支払う義務が発生します。本来なら保証人も同じ義務を負うはずですが、保証人が期限の利益を失ったことを知らない場合に、遅延損害金の支払義務まで負担させるのは酷です。

改正民法では、主たる債務者が期限の利益を失った場合、債権者は、保証人(頼まれて保証人となったのかどうかは問いませんが、個人に限ります。)に対して、期限の利益を失ったことを知ったときから2か月以内に、その旨を通知しなければなりません<sup>3</sup>。

<sup>2</sup> この場合は、債権者の主たる債務者に対する守秘義務は解除されると考えられます。

<sup>3</sup> 上記期間内に通知をしなかった場合、保証人に対し、期限の利益喪失から通知を現にするまでの期間の遅延損害金は請求することはできません。

## 5 最後に

保証制度は事業運営にあたって重要な役割を果たしています。今般の改正によって、これまでに比べて保証人の保護が強化されています。他方で、債権者は、適切な対応を講じていなければ、いざ必要が生じたときに保証債務の履行を求めることができないなど、予期せぬ不利益を被るおそれがあります。

来るべき改正民法の施行に備え、十分に準備しておくことが望ましいように思います。

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターは郵送から PDF ファイルでのメール配信に変更できます。PDF ファイルは、貴社内で転送・共有いただいて差し支えありません。電話またはメール(newsletter@umedasogo-law.jp)でお気軽にお申し出ください。

## COLUMN

今年の6月3日より、改正された消費者契約法が施行されました。不実告知により誤認した場合に契約の取消事由となる「重要事項」の範囲が拡大されるなど、消費者の権利保護をより広げる方向に改正されました。

消費者の権利保護を強化することは、不当・不公正な営業方法を行う事業者が排除されていくという意味で、地道に活動をしている企業にとっては歓迎すべきことといえるでしょう。

消費者契約法自体、平成13年に施行された比較的新しい法律ですが、現在も更なる改正に向けて検討が続けられていますので、今後の動向にも引き続き注目が必要です。

(弁護士 佐野翔平)

## 梅田総合法律事務所

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目1番5号 大阪三菱ビル6階

TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

<http://www.umedasogo-law.jp>